

千葉県告示第464号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において令和5年5月30日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年5月30日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
松ヶ丘町19号線	中央区松ヶ丘町144番1から 中央区松ヶ丘町342番まで	前	4.11 ～4.16	83.2
		後	4.11 ～9.19	139.8
松ヶ丘町21号線	中央区松ヶ丘町144番1から 中央区松ヶ丘町385番まで	前	3.71 ～4.00	99.1
		後	3.71 ～8.59	154.9